

公益社団法人自動車技術会 拠出型研究調査運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人自動車技術会（以下、「本会」という。）定款第45条の規定に基づき、定款第5条第7号の事業の一つとして行う拠出型研究調査に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 拠出型研究調査は、委員が拠出した資金による自主活動により委員会活動の活性化を図り、自動車工学及び自動車技術の向上発展ならびに産学官連携事業を奨励する。

(範囲)

第3条 拠出型研究調査を実施できる委員会は、次のとおりとする。

- (1) 共同研究センター、技術会議及び規格会議（以下、「共同研究センター等」という。）傘下の委員会
- (2) 共同研究センター等の傘下に新設が予定されている委員会

(資金)

第4条 拠出型研究調査に要する資金（以下、「拠出型研究調査費」）は、拠出型研究調査を推進する委員会の委員の拠出により賄うものとする。

- 2 研究調査助成規則による助成金、他の機関からの負担金、他機関からの受託金等及び委員会シンポジウム運営規則による自主活動費を資金の一部とすることができる。ただし、他機関からの収入については、当該機関が認めた場合に限る。

第2章 申請及び決定

(申請者)

第5条 申請者は、当該拠出型研究調査を行う委員会の委員長とする。ただし、委員長が委員の中から申請者を指名した場合はこの限りでない。

(申請方法)

第6条 申請者は、拠出型研究調査運営業務処理基準（以下、「処理基準」という。）に定める本会所定の拠出型研究調査申請書（以下、「申請書」という。）により申請しなければならない。

- 2 申請書の提出先は、共同研究センター等のセンター長又は議長とする。

(決定)

第7条 前条で提出された申請書は、共同研究センター長、技術会議長又は規格委員会委員長（以下、「共同研究センター長等」という。）が審議し、決定する。

- 2 共同研究センター長等は、前項の決定に際し、活動計画及び予算の変更を求めることができる。
- 3 共同研究センター長等は、決定後すみやかに会計担当理事ならびに理事会へ報告するものとする。

第3章 予算及び執行

(拠出)

第8条 研究調査のために委員が拠出する拠出型研究調査費は、単年度ごとに拠出を求めるものとし、複数年度にまたがる拠出を求めてはならない。

(返金)

第9条 納入された拠出型研究調査費は、理由の如何に関わらず返金しない。ただし、共同研究セン

ター長等が当該拠出型研究調査活動の中止を命じた場合は、返金することができる。

2 前項による返金額は、共同研究センター長等及び会計担当理事が協議のうえ決定するものとする。
なお、返金額は当該拠出型研究調査費の残額を超えてはならない。

(予算申請)

第10条 会計担当理事は、第7条第3項の報告に基づき予算計上を行う。

(費目及び金額)

第11条 費目及び金額は、第6条の申請書による。ただし、第7条第2項に該当する場合は、同条同項に基づき変更後の申請書による。

(予算の執行)

第12条 予算の執行は、公益社団法人自動車技術会経理規則に基づかなければならない。

第4章 発注

(発注)

第13条 物品の購入、施設の賃借、製作及び委託業務（以下、「発注物等」という。）の発注を行う場合は、当該研究調査事業の実施責任者が行うものとする。ただし、発注額が50万円を超える場合は公益社団法人自動車技術会発注規則によるものとする。

(納品)

第14条 前条による発注を行なった場合の発注物等の納品場所及び受領者は次のいずれかの号による。

- | | |
|---------------|--|
| (1) 物品の購入又は製作 | 実施責任者の指定した場所に納品し、実施責任者が受領する |
| (2) 施設の賃借 | 当該施設に関わる請求明細等への実施責任者の押印又は署名をもって納品されたものとする |
| (3) 委託業務 | 当該委託業務の完了報告書、業務終了確認書又はこれに類する書類により、実施責任者が委託業務の終了を確認する |

(借用書)

第15条 前条第1号による物品の購入又は製作の発注額が10万円以上の場合は、実施責任者が借用書を作成し受領後速やかに事務局へ提出しなければならない。

(発注物等の瑕疵責任)

第16条 納品された発注物等に瑕疵があった場合は、実施責任者がこれを処理するものとする。

(予想決算書の作成)

第17条 申請者は、会計担当理事から要求があった場合は速やかに予想決算書を作成し提出しなければならない。

第5章 決算

(予想決算書の作成)

第18条 申請者は、会計担当理事から要求があった場合は速やかに予想決算書を作成し提出しなければならない。

(決算書の作成)

第19条 申請者は、当該年度終了後15日以内に決算書を作成し、共同研究センター長等へ提出しなければならない。

(剰余金)

第20条 当該年度の剰余金を翌年度事業に繰り越すことはできない。また、当該拠出型研究調査以外の目的に使用することはできない。

第6章 報告

(計画変更)

第21条 申請者は、申請書の内容に変更が生じた場合は、直ちに共同研究センター長等へ報告しなければならない。

2 共同研究センター長等は、前項の報告があった場合、当該拠出型研究調査活動の中止を命じることができる。

(完了報告)

第22条 申請者は、助成対象年度の終了後30日以内に処理基準に定める完了報告書を共同研究センター長等へ提出しなければならない。

2 完了報告書は、事業年度ごとに提出しなければならない。

(成果の公開)

第23条 申請者は、成果を会員に対して公開しなければならない。

2 前項による公開の範囲は、共同研究センター長等が指定する。

3 第1項の公開は、処理基準に定めた方法による。

4 拠出型研究調査に要する費用の一部が公的機関及びこれに準ずる機関から提供されている場合は、当該機関と協議の上決定する。

第7章 知的財産権

(著作権)

第24条 拠出型研究調査により発生した著作物の著作権は、公益社団法人自動車技術会著作権規則による。

2 拠出型研究調査費の一部が公的機関及びこれに準ずる機関から提供されている場合は、当該機関と協議の上決定する。

(その他の知的財産権)

第25条 拠出型研究調査活動により発生した著作権以外の知的財産権は、原則として公益社団法人自動車技術会に帰属する。

2 拠出型研究調査費の一部が公的機関及びこれに準ずる機関から提供されている場合は、当該機関と協議の上決定する。

第8章 補則

(委員会への参加申込)

第26条 委員会への参加申込を行う者は、処理基準に定める所定の様式により、当該委員会委員長へ提出するものとする。

2 委員長は、前項による申し込みがあった場合は、速やかに参加の可否を決定しなければならない。

(個人情報保護)

第27条 個人情報保護は、公益社団法人自動車技術会個人情報保護規則による。

(処理基準)

第28条 この規則の運営に関し必要な細則については、運営企画会議において処理基準を定め、これによるものとする。

(改廃)

第29条 この規則の改廃は、運営企画会議の審議を経て、理事会の議決によらなければならない。

附則

- 1 この規則は、2006 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 第13条、第14条、第15条、第16条及び第17条の追加は、2007年11月1日から施行する。
- 3 公益社団法人への移行登記により、名称変更を行う。（2011年4月1日登記）